

国保京丹波町病院等診療材料物流管理業務仕様書

本仕様書は、国保京丹波町病院、国保京丹波町病院和知診療所、京丹波町介護療養型老人保健施設及び国保京丹波町病院質美診療所（以下「病院等」という。）において使用する診療材料の購入及び在庫管理等の業務を一元管理し、診療材料の院内在庫の適正化、納入単価の低減及び物品発注に係るコスト意識の定着を図るための診療材料の物流管理（以下「SPD」という。）に係る仕様について、必要な事項を定める。

1 案件名 国保京丹波町病院等診療材料物流管理業務委託

2 契約期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日（長期継続契約）

3 基本事項

病院等が指定するSPDの運用形態並びに委託業者の業務及び診療材料の購入先は、次のとおりとする。

(1) SPDの運用形態

SPDの運用形態は、院外SPDとし、院内に配置するバーコードラベル付の診療材料については、SPD業者の預託在庫（使用した数量のみを病院等が購入する方法）とする。

(2) SPD業者の業務及び診療材料の購入先

SPD業者は、診療材料の物流管理業務を行うものとする。

また、病院等は診療材料の購入をSPD業者から行うものとする。ただし京丹波町介護療養型老人保健施設のおむつは診療材料に含まないこととする。

4 委託料

委託料は委託業者が病院等に対してSPD業務を円滑に実施するため必要に応じて使用する備品等（端末、ソフトウェア、バーコードラベル、その他帳票等）の使用料や諸経費等、委託業務に必要な経費を適正に見積った額とする。

ただし、委託料には、購入する物品の価格は含まれないものとする。

また、委託料の支払については、各年度末に支払するものとする。

5 業務内容等

SPD業者の業務内容等は、次のとおりとする。

(1) 取扱物品

SPD業者が取り扱う物品は、診療材料のみとする。

(2) 運用方法

SPD管理する診療材料は、原則としてバーコードラベル（シール）を利用した定数補充方式とする。

また、院内で保管される診療材料は、SPD業者の預託在庫とし、消化した段階（シールを診療材料からはがした時点をいう。）で病院への納入実績とする。

(3) 購買業務

S P D業者は、診療材料の購買代理業務を行うものであり、常に購入単価の低減、同種同効品の統一並びに病院の経費削減のための同等品の提案及び移行を行うこととする。ただし、同等品への移行については、病院等が承認したものに限る。

また、病院等から新規の材料の納品依頼があった場合、S P D業者は、同等品の調査を行い、その調査結果及び納入価格を病院等に報告し、承認を得た上で納品するものとする。

(4) 配置場所及び配置量

診療材料の配置場所は、病院等の指定した場所とし、配置する診療材料の量は、事前に担当者と調整し、日々の業務に支障を来たさない量とする。

(5) 発注及び配置

使用する診療材料は、病院等の職員が部署別の回収台紙にその都度 診療材料に添付してあるシールを貼り付け、S P D業者に対してF A X及び手渡し等の手段により連絡した時点やメール等機械備品等を利用し消費物品データを送信した時点で発注されたものとし、S P D業者は、受領した情報を元に使用実績を把握した上で、週2回以上発注された品目を納品するものとする。ただし、病院等から緊急を要する診療材料の納品依頼があった場合は、できるだけ速やかに納品が可能な体制を整えておくこととする。

(6) 在庫管理業務

① S P D業者の在庫管理業務は、部署別に診療材料の使用実績を管理し、適正な定数量を提案し、病院等の承認を得た上で、見直しを行うこと。

② 預託在庫は、定期的に棚卸を行い、在庫数の適正化に努めること。

(7) 情報管理業務

S P D業者は、S P D業務における情報管理として、次の業務を行うこととする。

① 病院等が使用する診療材料の物品マスタの作成

② その他病院が経営分析等に要するデータの提供

※データは、エクセル等により以下のデータを提供すること。

- ・ 部署別消費実績（品目の個数、金額等）
- ・ 部署別定数在庫品一覧（品目名、在庫数、金額等）
- ・ 部署別棚卸一覧
- ・ その他経営分析に必要と思われる帳票

6 S P D業務に必要な物流管理システム等

(1) 物流管理システム

物流管理システムは、必要に応じてS P D業者が提供するシステムを使用するものとし、利用するシステム費用は委託料に含まれるものとする。ただし、契約期間中にシステムの更新、修繕等のメンテナンスが必要となったときは、S P D業者の負担によるものとする。

(2) バーコードラベル

バーコードラベル（シール）は、1商品ごとに、受発注のための消費情報把握用及び医事請求報告用の2種類から構成するものとする。ただし保険請求できない物品に対しては、受発注のための消費情報把握用のバーコードラベルのみとしてもよいこととする。

(3) 備品等の整備

S P D業者は、S P D業務を円滑に実施するため、必要に応じて備品等（端末、ソフトウェア、バーコードラベル、その他帳票等）を整備するものとし、これに必要な経費及び諸経費は、委託料に含まれるものとする。ただし、発注業務にF A X及びメール等を使用する場合の環境整備及び通信費用等は病院が負担するものとするが、それ以外の費用はS P D業者負担とする。

7 業務開始までの準備等

S P D業者となる者は、円滑に運用を開始することができるように、事前に次の準備を行うものとする。

- (1) 業務開始までに院内に配置してある在庫数を把握し、S P D業務が円滑に実施できる体制を整えること。
- (2) 業務開始時の物品の定数に関しては原則契約日以降に病院が指定した定数とするが、各部署の職員等と十分協議のうえ、適正な定数量の設定を行うこと。
- (3) 関連部署における円滑な業務稼働を確保するため、必要に応じて関連部署への説明及びリハーサルを実施すること。
- (4) 院内のS P D運用マニュアルを院内の担当者と協議のうえ作成すること。

8 予算額 2, 268, 000円（税込）

【内訳】	平成24年度	756, 000円
	平成25年度	756, 000円
	平成26年度	756, 000円（予定）

9 契約期間終了後の預託在庫の取扱いについて

本業務に係る契約期間終了後の預託在庫物品については、病院等の継続した運営に必要不可欠な物品であることから、予め病院等において購入することとする。ただし病院等内にある預託在庫のみとする。

10 その他

本案件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約のため、次年度に当該案件に係る歳出予算について減額又は削除があった場合は、本契約を変更し、又は解除することができるものとする。

1 1 提案に係る参考事項

病院の概要

- 病床数：47床（全て一般病床）
- 診療科：内科、外科、小児科、整形外科、肛門外科、皮膚科、精神神経科
- 1日平均外来患者数 127.1人（平成22年度実績）
- 1日平均入院患者数 34.8人（平成22年度実績）
- 年間平均在院日数 22日（平成22年度実績）
- 年間手術件数 16件（平成22年度実績）
- 診療材料購入に係る平成23年度当初予算計上額14,336千円（病院）
- 平成23年度上半期に使用した診療材料の品目数231品目（病院分）
- 導入時の管理用部署数 13箇所
外来、薬局、居宅、救急室、放射線科、検査室、内視鏡、病棟、手術室、中央材料室、倉庫、事務室、質美診療所

和知診療所・介護療養型老人保健施設の概要

- 利用定員：19名
- 診療科：内科、外科、整形外科
- 1日平均外来患者数 65.1人（平成22年度実績）
- 診療材料購入に係る平成23年度当初予算計上額2,241千円（診療所）
- 診療材料購入に係る平成23年度当初予算計上額729千円（老健施設）
- 平成23年度上半期に使用した診療材料の品目数58品目（診療所・老健施設分）
- 導入時の管理用部署数 2箇所
和知診療所、介護療養型老人保健施設